

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領

制定	令和2年4月1日付け	元農振第2670号
最終改正	令和6年4月1日付け	5農振第2382号 農林水産省農村振興局長通知

第1 趣旨

農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第3の1の（2）の中山間地農業推進対策の実施については、交付等要綱に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業内容等

中山間地農業推進対策は、地域の特色を活かした多様な取組により中山間地域等（中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第3の3で定める対象地域をいう。以下同じ。）の振興を図る次に掲げる事業を重点的に支援するものであり、具体的な事業内容、選定要件等は、別表1の定めによるものとする。

1 中山間地農業ルネッサンス推進事業

（1）中山間地農業ルネッサンス推進支援

中山間地域等の特色を活かした創意工夫あふれる取組及び地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等

（2）元気な地域創出モデル支援

農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例を創出するための中山間地農業を元気にする新たな取組等

（3）地域レジリエンス強化支援

中山間地域等と都市的地域（農林統計上の農業地域類型区分）において、自然災害等の不測の事態が生じた際の円滑な避難対応等を実現するための取組等

（4）中山間地複合経営実践支援

小規模な農家等が取り組みやすい品目の組み合わせ等により、地域特性に応じた複合経営を実践する取組等

2 農村型地域運営組織形成推進事業

（1）農村型地域運営組織モデル形成支援

地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用及び生活支援に係る調査、計画作成、実証事業等の取組等

（2）農村型地域運営組織形成伴走支援

ア 全国単位における取組

各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行うプラットフォームの整備の取組等

イ 都道府県単位における取組

中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制を構築する取組等

3 「島のめぐみ」プロジェクト推進事業

離島の農産物等の新規需要の掘り起こし、ブランド化等を図る取組等

第3 事業実施主体

各事業の事業実施主体は、次に掲げるとおりとする。

1 第2の1の(1)～(3)の事業

都道府県、市町村又は地域協議会（次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体をいう。以下同じ。）

- (1) 目的
- (2) 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
- (3) 意思決定方法
- (4) 解散した場合の地位の継承者
- (5) 事務処理及び会計処理の方法
- (6) 会計監査及び事務監査の方法
- (7) その他運営に関して必要な事項

2 第2の1の(4)、2の(2)のア及び3の事業の事業

民間団体（農林水産業を営む法人、社会福祉法人、地域協議会、民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人等）

3 第2の2の(1)の事業

複数集落を含む地域協議会

4 第2の2の(2)のイの事業

都道府県

第4 事業実施期間

交付等要綱第3の2及び別表1に定める事業の実施期間は、原則として次の期間を上限とする。

- 1 第2の1の(1)、(3)及び(4)、2の(2)のア並びに3の事業の実施期間は、原則として1年間を上限とする。
- 2 第2の1の(2)並びに2の(1)及び(2)のイの事業の実施期間は、原則として3年間を上限とする。

第5 事業の公募

第2の1の(4)、2の(2)のア及び3の事業を実施しようとする場合にあっては、農村振興局長が別に定める公募要領により、事業実施提案書の公募及び交付対象事業の候補の選定を行うものとする。

第6 事業の実施手続等

1 第2の1の(1)～(3)並びに2の(1)及び(2)のイの事業の実施に必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 農山漁村振興推進計画

ア 農山漁村振興推進計画

中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱及び中山間地農業ルネッサンス事業実施要領（平成29年3月31日付け28食産第6115号食料産業局長通知、平成29年3月31日付け28生産第2153号生産局長通知、平成29年3月31日付け28経営第3205号経営局長通知、平成29年3月31日付け28農振第2276号農村振興局長通知、平成30年3月30日付け29林整森第282号林野庁長官通知）に基づき定める地域別農業振興計画（以下「地域別農業振興計画」という。）並びにイに規定する事業実施計画をもって農山漁村振興推進計画（以下「振興推進計画」という。）とみなす。

イ 事業実施計画

事業実施主体は、交付等要綱第6に規定する事業実施計画を第2の1の(1)又は(3)の事業に取り組む場合は別紙様式第1-1号により、第2の1の(2)の事業に取り組む場合は別紙様式第1-2号により、第2の2の(1)の事業に取り組む場合は別紙様式第1-3号により、第2の2の(2)のイの事業に取り組む場合は別紙様式第1-4号により策定する。事業実施計画は、地域別農業振興計画に即したものとし、事業実施計画の期間内における事業の実施によって実現しようとする目標（地域別農業振興計画における地域の目指すべき方向性に即した事業目標）を設けるものとする。ただし、地域協議会が市町村を構成員に含まない場合にあつては、事業実施区域の存する市町村長に対して別紙様式第2号により事業実施計画の内容について意見照会を行い、別紙様式第3号により承認を得ることとする。

(2) 事業の実施手続

ア 事業を実施するに当たっては、事業実施主体は、事業実施計画を策定し、事業実施主体が都道府県にあつては地方農政局長等（北海道にあつては農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、それ以外の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）に、事業実施主体が市町村又は地域協議会にあつては都道府県知事に別紙様式第4号により提出するものとする。

イ 都道府県知事は、管内の本事業への取組方針を明確にした上で、市町村又は地域協議会から提出された事業実施計画を確認し、取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。

ウ 地方農政局長等は、ア又はイにより提出された事業実施計画の内容、対象経費等を審査し、交付等要綱、本要領等に照らして適当であると認める場合には承認し、別紙様式第5号により都道府県知事に承認通知を交付するものとする。

エ 地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、承認した事業実施計画について、別紙様式第6号により農村振興局長に報告するものとする。

オ 4に定める事業実施計画の重要な変更は、アからエまでに準じて行うものとする。

2 第2の1の(4)、2の(2)のア及び3の事業の実施に必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施主体は、第5の事業実施提案書の選定を受けてから1ヶ月以内に、交付等要綱第5の振興推進計画及び交付等要綱第6の事業実施計画を別紙様式第7号により策定し、農村振興局長に別紙様式第8号により提出するものとする。

(2) 振興推進計画の策定に当たっては、事業実施計画の期間内に実施する事業によって、実現しようとする目標を設けるものとする。

(3) 農村振興局長は、(1)により提出された振興推進計画及び事業実施計画の内容、対象経費等を精査し、交付等要綱及び実施要領等に照らして適当であると認める場合には、これを承認するものとする。

(4) 4に定める振興推進計画及び事業実施計画の重要な変更については、(3)に準じて承認を行うものとする。

3 第2の事業を実施するに当たっては、事業実施主体は、別紙様式第13号の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを振興推進計画及び事業実施計画書に添付するものとする。

4 振興推進計画の重要な変更

振興推進計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 事業費の3割以上の増減

(2) 事業実施主体又は事業実施期間の変更

(3) 事業の廃止

第7 助成

交付等要綱別表1の区分欄(2)中山間地農業推進対策に係る事業内容、経費の欄の農村振興局長が別に定める事業の実施に要する経費は、別表2のとおりとする。

なお、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)により行うものとする。

第8 実施基準等

以下の基準に適合するものであること。

1 事業費については、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準とし、地域の実情に即した適正な価格により算定されていること。

2 事業実施計画の事業目標が適正に設定されていること。

第9 事業の評価

第2の1の(1)～(3)及び2の(1)の事業の評価については、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施主体は、事業完了年度までの毎年度、事業実施計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、評価結果を別紙様式第9号及び別紙様式第10号により、事業実施主体が都道府県である場合にあっては地方農政局長等に、事業実施主体が市町村又は地域協議会である場合にあっては都道府県知事に報告するものとする。ただし、事業実施主体が市町村を構成員に含まない地域協議会である場合にあっては、事業実施区域の存する市町村長に対して別紙様式第2号により事業の評価内容について意見照会を行い、別紙様式第3号により承認を得た上で提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により市町村又は地域協議会から報告のあった事業評価を確認し、目標が未達成の場合は、事業実施主体に対して改善指導を行うものとする。改善指導を受けた事業実施主体は、別紙様式第11号により改善計画を作成し、都道府県知事に報告するものとする。改善計画の報告を受けた都道府県知事は、改善計画を取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。ただし、事業実施主体が市町村を構成員に含まない地域協議会である場合にあっては、事業実施区域の存する市町村長に対して別紙様式第2号により改善計画内容について意見照会を行い、別紙様式第3号により承認を得た上で提出するものとする。
- 3 地方農政局長等は、1により都道府県知事から報告のあった事業評価を確認し、目標が未達成の場合は、都道府県知事に対して改善指導を行うものとする。
- 4 3により指導を受けた都道府県知事は、別紙様式第11号により改善計画を地方農政局長等へ提出するものとする。
- 5 事業の評価については、取組状況、事業実績、実施体制等を踏まえ、目標の達成状況等の総合的評価を行うものとする。
- 6 1の報告は、事業開始年度の翌年度から事業完了年度の翌年度まで、毎年度5月末日までに行うものとする。
- 7 2又は4により、都道府県知事から改善計画の提出を受けた地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、当該改善計画を速やかに農村振興局長に報告するものとする。

第10 補助金の返還

- 1 地方農政局長等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求め得る事情が確認された場合には、事業実施主体が都道府県である場合にあっては、都道府県に対し、改善に向けた指導を行い、事業実施主体が市町村又は地域協議会である場合にあっては、都道府県に対し、市町村又は地域協議会に対し改善に向けた指導を行うよう求めるものとする。
- 2 地方農政局長等は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、1の指導の結果においても改善されない若しくは改善の見込みがない場合又は第9の2若しくは4の規定により提出した改善計画が履行されず、今後も改善が見込まれない場合には、事業実施主体が都道府県である場合にあっては、都道府県知事に対して交付した交付金の全部又は一部の返還を求める措置を講ずることとし、事業実施主体が市町村又は地域協議会である場合にあっては、都道府県知事に対し、市町村又は地域協議

会に対して交付した交付金の全部又は一部の返還を求めるよう求めるものとする。

- 3 都道府県知事は、2により市町村又は地域協議会から交付金の返還があった場合には、交付金を国に返還するものとする。

第11 事業の状況報告

事業実施主体は、事業の遂行状況について地方農政局長等から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

第12 事業評価の事後調査

事業の中長期的な評価のため、地方農政局長等は、事業実施主体に対して事業完了年度の3年後にアンケート等の事後調査を実施することとし、事業実施主体は、これに可能な限り協力するものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

事項	具体的な事業内容	選定要件	交付率及び助成額
1 中山間地農業ルネッサンス推進事業	<p>(1) 中山間地農業ルネッサンス推進支援</p> <p>ア 地域の特色を活かした創意工夫にあふれる取組 関係団体や地域住民を対象とした地域づくり等の研修会、検討会等の開催、関係人口拡大のための情報発信策の検討 等</p> <p>イ 所得向上や担い手の定着に向けた活動 普及指導員と連携した新規作物の導入試験、地域リーダー発掘・育成のための研修参加 等</p> <p>ウ 地域の所得向上に向けた体制整備等への取組 マーケット調査、営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備への支援、市場動向を踏まえた新規作物導入の検討 等</p> <p>エ 説明会・懇談会の開催 関係地区や地域ごとの取組事例の説明会・勉強会、有識者を交えての懇談会 等</p> <p>(2) 元気な地域創出モデル支援 地域別農業振興計画の実現に向け、次のモデ</p>	<p>中山間地域等を対象とした取組であって、当該地域において中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定していること。</p>	<p>定額とする。</p> <p>ただし、具体的な事業内容欄の(2)の元気な地域創出モデル支援の助成額の上限は、事業実施主体当たり助成単価(単年度当たり1,000万円まで)に当該支援の事業年数を乗じた額とする。</p> <p>また、(3)の地域レジリエンス強化支援の助成額の上限は、事業実施主体当たり500万円とする。</p> <p>具体的な事業内容の(4)の中山間複合経営実践支援の上限は、農村振興局長が別に定める公募要領によるものとする。</p>

	<p>ルメニューにより、調査、計画作成又は実証に関する取組を支援。優良事例の創出を加速させ、事例の横展開を推進。</p> <p>ア 収益力向上に関する取組 野菜、果樹、花き等の高収益作物の導入、生産、販売や鳥獣被害対策等による収益力向上</p> <p>イ 販売力強化に関する取組 高品質作物の導入、品質向上、加工、ブランド化等により農産品の付加価値を高めて販売力を強化</p> <p>ウ 農用地保全に関する取組 棚田地域を含む農用地保全・振興に関する多様な取組の実践</p> <p>エ 複合経営に関する取組 農業、畜産、林業も含めた多様な組合せによる複合経営及び農業と他の仕事を組み合わせた半農半Xの実践</p> <p>オ 生活支援に関する取組 農村地域における生活支援の取組</p> <p>(3) 地域レジリエンス強化支援 中山間地域等と都市的地域（農林統計上の農業地域類型区分）において自然災害等の不</p>		
--	--	--	--

	<p>測の事態が生じた際の避難対策、平常時からの交流深化等の連携を強化した協定の締結</p> <p>(4) 中山間地複合経営実践支援</p> <p>中山間地域等での就農希望者等に対し、農産物、畜産、林業等を含めた多様な組合せによる複合経営に関する指導及び実践を支援、地域特性に応じた複合経営の横展開を図るための情報発信等</p> <p>※ 上記(1)のウのうち営農戦略・販売戦略の策定、新規作物導入の検討、(2)のアのうち高収益作物の導入、生産、販売及びイの取組はマーケット調査と併せて実施しなければならない。ただし、既にマーケット調査を行っている場合はこの限りではない。</p> <p>※ 上記(2)のオは、農用地保全や地域資源活用と関連した取組であること。</p> <p>※ 上記(3)に取り組む場合は、①地域産品の取組拡大、②災害時の連携体制整備及び③都市と農村の交流機会の確保を含む中山間地域等と都市的地域の連携協定を策定する。</p>		
--	--	--	--

<p>2 農村型地域運営組織 形成推進事業</p>	<p>(1) 農村型地域運営組織モデル形成支援 地域の将来ビジョンに基づき、地域コミュニティの維持に資する活動を行う農村型地域運営組織の形成を推進するため、以下の取組に係る調査、計画作成又は実証に関する取組を支援する。</p> <p>ア 農用地保全に関する取組 持続的な農用地の保全</p> <p>イ 地域資源活用に関する取組 農産物を含む地域資源の活用</p> <p>ウ 生活支援に関する取組 農村地域における生活支援</p> <p>(2) 農村型地域運営組織形成伴走支援 効率的な農村型地域運営組織の形成及び都道府県単位の持続的な推進体制構築のため、以下の取組を支援する。</p> <p>ア 全国単位における取組 各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行うプラットフォームの整備の取組等</p> <p>イ 都道府県単位における取組 中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制を構築する取組等</p>	<p>中山間地域等を対象とした取組であって、当該地域において中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定していること。</p>	<p>定額とする。</p> <p>ただし、具体的な事業内容欄の(1)農村型地域運営組織モデル形成支援の助成額の上限は、事業実施主体当たり助成単価(単年度当たり1,000万円まで)に当該支援の事業年数を乗じた額とする。</p> <p>具体的な事業内容欄の(2)ア全国単位における取組の助成額の上限は、農村振興局長が別に定める公募要領によるものとする。</p>
-------------------------------	---	--	--

	<p>※ 上記（１）の取組は次の事項に該当するものでなければならない。</p> <p>１ 農用地保全、地域資源活用及び生活支援に関する地域の将来ビジョンが策定されている又は事業実施初年度に策定されることがされていること。</p> <p>２ 生活支援の実証に取り組む場合は、（１）のアイイと関連した取組であること。</p>		
<p>3 「島のめぐみ」プロジェクト推進事業</p>	<p>離島の有する農産物等の調査、離島の農林水産物等の新規需要の掘り起こし・ブランド化推進等を目的とした取組を支援する。</p>	<p>離島の農産物等の全国展開に資する取組であること。</p>	<p>定額とする。</p> <p>ただし、助成額の上限は、農村振興局長が別に定める公募要領によるものとする。</p>

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）の交付対象経費

(1) 第2の1の(1)～(3)の事業の交付対象経費

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議等に必要となる資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬、給与、職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・臨時雇用者に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	雑役務費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費
土地基盤・機械・施設等整備費	工事費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な工事費 ・地域レジリエンス強化支援の実施に必要な中山間地域等における避難先の基礎補修等の工事費
	測量設計費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な工事に係る調査、測量、試験及び設計に要する経費 ・地域レジリエンス強化支援の実施に必要な中山間地域等における避難先の現況調査等に要する経費
	機械器具費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な機械器具の購入費、運送費及び据付に要する経費
	工事雑費	・工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費

(2) 第2の2の(1)及び(2)のイ事業の交付対象経費

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・事業の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議等に必要資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・事業の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬、給与、職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	雑役務費	・事業の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費
土地基盤・ 機械・施設 等整備費	工事費	・事業の実施に必要な工事費
	測量設計費	・工事に必要な調査、測量、試験及び設計に要する経費
	機械器具費	・事業の実施に必要な機械器具の購入費、運送費及び据付に要する経費
	工事雑費	・工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費

(3) 第2の1の(4)、2の(2)のア及び3の事業の交付対象経費

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・事業の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議等に必要資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・事業の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬、給与、職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	雑役務費	・事業の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費

(別紙様式第1-1号)

○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち
中山間地農業ルネッサンス推進事業
（中山間地農業ルネッサンス推進支援、地域レジリエンス強化支援）実施計画書

1 中山間地農業ルネッサンス推進事業実施計画書

(1) 中山間地農業ルネッサンス推進支援

(2) 地域レジリエンス強化支援

2 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第3の3の対象地域

ア 特定農山村 イ 振興山村 ウ 過疎 エ 半島 オ 離島 カ 沖縄

キ 奄美群島 ク 小笠原諸島 ケ 特別豪雪 コ 指定棚田

サ 旧急傾斜法の指定地 シ 農林統計上の中山間地域

3 事業実施主体

ふりがな	
地区名	
ふりがな	
事業実施主体名	
ふりがな	
事務局名	
事務局所在地	
事務局連絡先	

4 事業計画（取組の内容）

取組内容	
------	--

注1 別表1の具体的な事業内容を踏まえた取組内容を記載すること。収益性の向上に関する取組については、マーケットの状況や消費者ニーズ等を記載するなどしてマーケットインを含んだ内容とすること（マーケット調査を事業内容に含む場合は除く。）。

注2 1の(1)の中山間地農業ルネッサンス推進支援については、地域の特色を活かした創意工夫や地域の所得向上を深化させる内容などを記載すること。

5 目標

項目	事業実施によるアウトプット	目標値(定量的指標)
①所得の向上に関するもの		
②人材の確保・育成に関するもの		
③地域コミュニティの維持に関するもの		
④その他		

注1 4の事業計画(取組内容)を踏まえて目標設定項目を1項目以上選択し目標値を設定すること。

注2 ①所得の向上に関するものを選択した場合は、アウトプットには高収益作物の導入品目、試験栽培実施農家数等、目標値には栽培面積や生産量等の定量的な数値を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。

注3 ②人材の確保・育成に関するものを選択した場合は、アウトプットには定住イベントの実施回数や参加者数等、目標値には関心を示した人数や今後の継続的な情報交換を希望した人数等の定量的な数値を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。

注4 ③地域コミュニティの維持に関するものを選択した場合は、アウトプットにはアドバイザーによる研修回数等、目標値には話合いの集落人口に対する参加率や住民の意識変化等の定量的な数値を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。

6 経費の内訳 (※経費の内訳積算)

取組内容と主な経費					単位：千円
取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	①=②+③+④	②	③	④	
合 計					

<施行注意>

- ・該当する□に☑を記入すること。

(別紙様式第1-2号)

○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち
中山間地農業ルネッサンス推進事業（元気な地域創出モデル支援）実施計画書

1 中山間地農業ルネッサンス推進事業実施計画書（元気な地域創出モデル支援）

- ア 収益力向上に関する取組 イ 販売力強化に関する取組
 ウ 農用地保全に関する取組 エ 複合経営に関する取組
 オ 生活支援に関する取組
- ※ デジタル技術の活用

2 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第3の3の対象地域

- ア 特定農山村 イ 振興山村 ウ 過疎 エ 半島 オ 離島 カ 沖縄
 キ 奄美群島 ク 小笠原諸島 ケ 特別豪雪 コ 指定棚田
 サ 旧急傾斜法の指定地 シ 農林統計上の中山間地域

3 対象地区

ふりがな	
地区名	
ふりがな	
事業実施主体名	
ふりがな	
事務局名	
事務局所在地	
事務局連絡先	

4 事業推進体制

連携する関係機関又は民間企業名	役割

注1 事業実施主体と連携する関係機関や、協力する企業（デジタル関連企業含む。）等を記載する。

注2 連携する関係機関又は民間企業について、予定も可とする。

注3 推進体制図を作成し、添付すること。

5 本事業着手時点の現状と課題、対応方針

現状と課題	対応方針
事業実施に当たっての課題認識	
<input type="checkbox"/> 通信環境の整備が必要 <input type="checkbox"/> 民間企業のソリューションを導入したい <input type="checkbox"/> 経営改善等の伴走支援を受けたい <input type="checkbox"/> 推進体制の構築に向けたサポートが必要 <input type="checkbox"/> その他（内容： _____ ）	

6 実施期間と実施方針

実施期間	実施方針
年間	1年目（〇年度）
	2年目（〇年度）
	3年目（〇年度）

7 前年度までの取組内容と進捗状況

取組内容と進捗状況

注1 継続地区は、前年度までの取組内容と進捗状況を記載し、進捗が低調な場合はその要因と対応方針を記載すること。

注2 新規地区は、前年度までの独自の取組内容を記載すること。

8 本年度事業計画

事業項目	取組内容
ア 収益力向上に関する取組	
調査・計画策定 <input type="checkbox"/> 実証 <input type="checkbox"/>	
デジタル技術活用 <input type="checkbox"/>	
イ 販売力強化に関する取組	
調査・計画策定 <input type="checkbox"/> 実証 <input type="checkbox"/>	
デジタル技術活用 <input type="checkbox"/>	
ウ 農用地保全に関する取組	
調査・計画策定 <input type="checkbox"/> 実証 <input type="checkbox"/>	
デジタル技術活用 <input type="checkbox"/>	
エ 複合経営に関する取組	
調査・計画策定 <input type="checkbox"/> 実証 <input type="checkbox"/>	
デジタル技術活用 <input type="checkbox"/>	
オ 生活支援に関する取組	
調査・計画策定 <input type="checkbox"/> 実証 <input type="checkbox"/>	
デジタル技術活用 <input type="checkbox"/>	

注1 本年度実施する取組内容を記載すること。

注2 「生活支援に関する取組」については、農用地保全や地域資源活用と関連した取組であること。

注3 農機データを取得できるシステムを備えたトラクター、コンバイン又は田植機を導入する場合は、別紙様式第12号による要件確認書を添付するものとする。

9 目標

項目	事業実施によるアウトプット	目標値（アウトカム）
ア 収益力向上に関する取組		
イ 販売力強化に関する取組		
ウ 農用地保全に関する取組		
エ 複合経営に関する取組		
オ 生活支援に関する取組		

注1 1で選定したア～オのメニューに対する目標を設定すること。

注2 「収益力向上に関する取組」については、アウトプットには高収益作物導入に関する検討会開催等、目標値（アウトカム）には推進体制の構築、高収益作物導入計画策定、高収益作物導入マニュアル策定等を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。

注3 「販売力強化に関する取組」については、アウトプットにはマーケット調査、農産物加工品の開発等、目標値（アウトカム）には推進体制の構築、営農戦略・販売戦略の策定等を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。

注4 「農用地保全に関する取組」については、アウトプットには農用地利用に関する検討会等、目標値（アウトカム）には農用地利用計画（案）の作成、耕作放棄地の抑制等を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。

注5 「複合経営に関する取組」については、アウトプットには複合経営導入に向けた研修会、モデル実証等、目標値（アウトカム）には複合経営実践・普及計画策定、実践マニュアルの作成等を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。

注6 「生活支援に関する取組」については、アウトプットには直売所への集出荷に合わせた高齢者の移動に関するニーズ調査等、目標値（アウトカム）には移動販売計画（案）の作成、高齢者サポート計画（案）の作成、買い物難民救済システムの構築等を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。

10 事業完了後の実装計画（持続性・自立性等）

--

11 本年度の経費の内訳（※経費の内訳積算）

取組内容と主な経費					単位：千円
取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	①=②+③+④	②	③	④	
合 計					1年目（○年度） 本交付金○,○○ 2年目（○年度） 本交付金○,○○

注1 前年度までの本交付金活用実績がある場合は、備考欄に年度ごとに実績額（千円未満切り上げ）を記載すること。

<施行注意>

- ・該当する□に☑を記入すること。

(別紙様式第1-3号)

○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち
農村型地域運営組織形成推進事業（農村型地域運営組織モデル形成支援）実施計画書

1 農村型地域運営組織モデル形成支援実施計画書

- (1)地域の将来ビジョン作成
 - (2)地域の将来ビジョンに基づく調査・計画策定
 - (3)地域の将来ビジョンに基づく計画の実現に向けた実証
- ※デジタル技術の活用

2 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第3の3の対象地域

- ア 特定農山村 イ 振興山村 ウ 過疎 エ 半島 オ 離島 カ 沖縄
- キ 奄美群島 ク 小笠原諸島 ケ 特別豪雪 コ 指定棚田
- サ 旧急傾斜法の指定地 シ 農林統計上の中山間地域

3 対象地域

ふりがな	
地区名	
ふりがな	
事業実施主体名 (協議会の名称)	
ふりがな	
事務局名	
事務局所在地	
事務局連絡先	
農村型地域運営組織の対象集落名	
地域の範囲	
土地面積 (ha)	ha (○年○月時点)
農地面積 (ha)	ha (○年○月時点)
世帯数 (戸)	戸 (○年○月時点)
農村型地域運営組織の対象エリアに設定した理由	
農用地保全活動を行う組織	

注1 1の(1)の事業を行う協議会の名称は仮称も可とする。

注2 協議会を設立していない組織は、初年度に地域ビジョンの作成とともに設立するものとする。

注3 農村型地域運営組織の対象集落名は、原則として農林業センサスの農業集落名を記載すること。

注4 地域の範囲は、「小学校区」、「中学校区」、「旧市町村」、「市町村」、「その他()」から選択すること。

4 協議会の構成員

構成員の名称	協議会内における役割

注1 1の(1)の事業を行う場合は、連携予定の構成員も可とする。

注2 協議会の組織体制が整備されている場合は、組織体制図を添付すること。

5 本事業着手時点の現状と課題、対応方針

分野	現状と課題	対応方針
全体		
農用地保全		
地域資源活用		
生活支援		

6 実施期間と実施方針

実施期間	実施方針
○年間	1年目（○年度）
	2年目（○年度）
	3年目（○年度）

7 前年度までの取組内容と進捗状況

取組内容と進捗状況

注1 継続地区は、前年度までの取組内容と進捗状況を記載し、進捗が低調な場合はその要因と対応方針を記載すること。

注2 新規地区は、前年度までの独自の取組内容を記載すること。

8 本年度の事業計画（取組の内容）

事業項目	取組内容
農用地保全	
ビジョンの策定 <input type="checkbox"/>	
調査・計画策定 <input type="checkbox"/>	
実証 <input type="checkbox"/>	
デジタル技術活用 <input type="checkbox"/>	
地域資源活用	
ビジョンの策定 <input type="checkbox"/>	
調査・計画策定 <input type="checkbox"/>	
実証 <input type="checkbox"/>	
デジタル技術活用 <input type="checkbox"/>	

生活支援	
ビジョンの策定 <input type="checkbox"/>	
調査・計画策定 <input type="checkbox"/>	
実証 <input type="checkbox"/>	
デジタル技術活用 <input type="checkbox"/>	

注1 生活支援の実証に取り組む場合は、別表1の2の(1)のアやイと関連した取組に限るものとする。

注2 農機データを取得できるシステムを備えたトラクター、コンバイン又は田植機を導入する場合は、別紙様式第12号による要件確認書を添付するものとする。

9 活用する他の施策

活用する施策名	所管する機関名

注1 本事業以外の他の施策も活用しながら実施する場合は、活用する施策名と所管する機関名を記載すること。

注2 活用する国（他省庁含む）、都道府県及び市町村の施策を幅広く記載すること。

10 目標

項目	事業実施によるアウトプット	目標値（アウトカム）
①農用地保全		
②地域資源活用		
③生活支援		

注1 事業実施によるアウトプットは、事業に取り組んだ項目ごとに設定すること。

注2 農用地保全については、アウトプットには農地利用計画に関する検討会開催等、目標値（アウトカム）には調査、計画、実証の成果（農地利用計画（案）の作成、耕作放棄の抑制、草刈り代行地域の決定等）を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。

注3 地域資源活用については、アウトプットには作付計画に関する検討会開催等、目

標値（アウトカム）には調査、計画、実証の成果（作付け計画の作成、加工品の開発（数）、農家レストランの運営着手、新たな体験プログラムの開発、試験展示場の設置等）を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。

注4 生活支援については、アウトプットには直売所への集出荷に合わせた高齢者の移動に関するニーズ調査等、目標値（アウトカム）には、調査、計画、実証の成果（移動販売計画（案）の作成、高齢者サポート計画（案）の作成、買い物難民救済システムの構築等）を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。

11 事業完了後の持続性・自立性等

--

注1 事業の実施結果が自律的で持続的なものとなるための取組や工夫を記載すること。

注2 事業完了後の市町村等によるフォローアップ体制等について記載すること。

12 本年度の経費の内訳（※経費の内訳積算）

取組内容と主な経費					単位：千円
取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	①=②+③+④	②	③	④	
合 計					1年目（○年度） 本交付金○,○○ 2年目（○年度） 本交付金○,○○

注1 前年度までの本交付金活用実績がある場合は、備考欄に年度ごとに実績額（千円未満切り上げ）を記載すること。

※ 別紙として、地域の将来ビジョンの概要及び実施スケジュールを添付すること。

< 施行注意 >

- ・ 該当する□に☑を記入すること。

地域の将来ビジョンの概要

目指す方向性	
分野	概要
農用地保全	
地域資源活用	
生活支援	

注1 継続地区は、将来ビジョンの概要を記載すること。

注2 新規地区は、既に将来ビジョンが作成されおり、当該ビジョンに基づき取組を行う場合は、その概要を記載すること。

注3 地域の将来ビジョンが作成されている場合は、参考資料として添付すること。

注4 目指す方向性については、地域の総合的な目標を記載すること。

〇〇年度 実施スケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
本年度の事業計画(取組内容)														
農用地保全	ビジョンの策定		←	○○○	→			←	○○○	→				
	調査・計画策定		←				○○○				→			
	実証			←				○○○、○○○				→		
地域資源活用	ビジョンの策定		←	○○○	→			←	○○○	→				
	調査・計画策定		←				○○○				→			
	実証			←				○○○			→			
生活支援	ビジョンの策定		←	○○○	→			←	○○○	→				
	調査・計画策定		←				○○○				→			
	実証			←				○○○			→			

(別紙様式第 1 - 4 号)

○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち
農村型地域運営組織形成推進事業（農村型地域運営組織形成伴走支援）実施計画書

1 農村型地域運営組織形成伴走支援実施計画書

2 事業実施主体

事業実施主体名	担当部局・連絡先

3 伴走支援の対象地域（詳細は様式 1 参照）

地域の区分	地域の名称
<input type="checkbox"/> 全域を対象	
<input type="checkbox"/> 対象地域ごとに設定	

注 1 伴走支援の対象地域が複数となる場合は、「対象地域ごとに設定」を選択し地域ごとに地域別伴走支援調書を作成すること。

注 2 対象地域ごとに設定する場合であっても、地域別伴走支援調書は、都道府県分も作成すること。

4 本年度の経費の内訳（※経費の内訳積算）

取組内容と主な経費					単位：千円
取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	①=②+③+④	②	③	④	
合 計					

地域別伴走支援調書

(都道府県名又は地域名：)

1 伴走支援体制

(1) 都道府県の支援体制			
担当部局名		担当部局の役割	
(主)			
(副)			
(副)			
(副)			
(2) 連携して伴走支援を行う関係機関・部局等			
関係機関・部局名		関係機関・部局等に求める役割	
(3) 都道府県内の伴走支援に関する組織名や会議名			
(4) 中間支援組織			
中間支援組織名：			
代表者氏名			
事務局所在地			
事務局連絡先			
中間支援組織の役割			
中間支援組織名：			
代表者氏名			
事務局所在地			
事務局連絡先			
中間支援組織の役割			
(5) 活用する人材			
分野	種別	氏名	役割
総合			
農用地保全			
地域資源活用			
生活支援			

(6) 伴走支援の対象地区	
対象地区名	協議会等の名称

注1 (3)は、都道府県内において伴走支援に関する情報共有を行う組織や会議がある場合に、その名称を記載し、体制図を添付すること。

注2 (4)は、中間支援組織の育成により伴走支援を行う場合に記載すること。

注3 (4)の中間支援組織名が確定していない場合は、中間支援組織の選定方法を「中間支援組織名：」の欄に記載すること。

注4 伴走支援の地域が複数ある場合は、上表を複写し記載すること

注5 (5)は、次のとおり記載すること。

① 種別は、都道府県又は市町村役場の職員又はOB、生活支援コーディネーター、JAの職員又はOB、ふるさと水と土指導員、農村プロデューサー、地域おこし協力隊、集落支援員、地域プロジェクトマネージャー、地域力創造アドバイザー、地域活性化伝道師、地域活性化起業人、地域プロジェクトマネージャー、社会教育士等を記入すること。

② 氏名は決まっている場合に記入すること。

③ 役割は、アドバイザー、〇〇制度の紹介、関係者間の調整等を記入すること。

注6 (6)は、農村型地域運営組織モデル形成支援に取り組む地区を含むこと。その取組(予定)年度についても記載すること。

2 伴走支援を行う上での都道府県又は地域の現状と課題、対応方針(本事業着手時点)

現状と課題	対応方針

3 実施期間と実施方針

実施期間	実施方針
〇年間	1年目(〇年度)

	2年目（○年度）
	3年目（○年度）

4 前年度までの取組内容と実施状況

取組内容と実施状況

注1 継続地区は、前年度までの取組内容と進捗状況を記載し、進捗が低調な場合はその要因と対応方針を記載すること。

注2 新規地区は、前年度までの独自の取組内容を記載すること。

5 本年度の伴走支援内容

地域の将来ビジョン作成を行う協議会への伴走支援内容
地域の将来ビジョンに基づく調査・計画策定・実証を行う協議会への伴走支援内容

※ 都道府県内のブロックごとに対象区域を設定する場合は様式1を複写して作成すること。

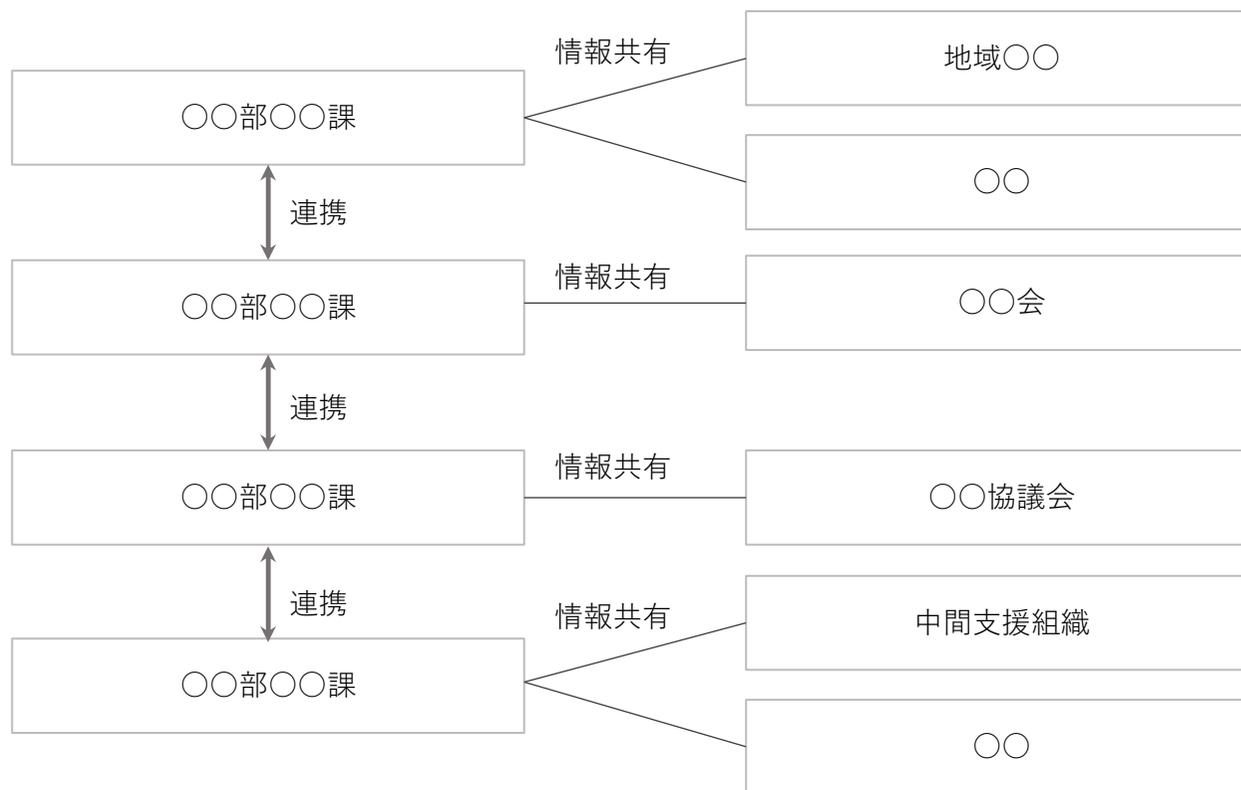
※ 別紙として、実施体制図及び実施スケジュールを添付すること。

< 施行注意 >

- ・ 該当する□に☑を記入すること。

実施体制図

※ 記載例



〇〇年度 実施スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
(1)地域の将来ビジョン作成を行う協議会等への伴走支援内容			← ○○○ →			← ○○○ →		○○○	← ○○○ →					
(2)地域の将来ビジョンに基づく調査・計画策定・実証を行う協議会等への伴走支援														
農用地保全		← ○○○ →												
			← ○○○ →			← ○○○ →		○○○	← ○○○ →					
地域資源活用		← ○○○ →												
			← ○○○ →			← ○○○ →		○○○	← ○○○ →					
生活支援		← ○○○ →												
			← ○○○ →			← ○○○ →		○○○	← ○○○ →					

(別紙様式第2号)

番 号
年 月 日

市町村長 殿

事業実施主体名
住所・連絡先
代表者名

○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業対策）に関する意見照会について

今般、（事業実施主体名）においては、農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知）により下記のとおり提出を予定しています。

については、同要領の規定に基づき、貴（市町村名）の承認をいただきたく申請します。

記

1 実施内容

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業中山間地農業ルネッサンス推進支援
- 中山間地農業ルネッサンス推進事業元気な地域創出モデル支援
- 中山間地農業ルネッサンス推進事業地域レジリエンス強化支援
- 農村型地域運営組織形成推進事業農村型地域運営組織モデル形成支援

2 提出資料

- 事業実施計画書（別紙様式第1-1号、別紙様式第1-2号、別紙様式第1-3号又は別紙様式第1-4号）
- 事業評価書（別紙様式第9号）
- 改善計画書（別紙様式第11号）

<施行注意>

- ・該当するにを記入すること。

(別紙様式第3号)

番 号
年 月 日

事業実施主体名

住所・連絡先

代表者名 殿

市町村長

○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業対策）に関する承認について

（年月日）付け（文書番号）で提出のあった、農山漁村振興交付金（中山間地農業対策）の下記資料について承認したので通知する。

記

1 実施内容

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業中山間地農業ルネッサンス推進支援
- 中山間地農業ルネッサンス推進事業元気な地域創出モデル支援
- 中山間地農業ルネッサンス推進事業地域レジリエンス強化支援
- 農村型地域運営組織形成推進事業農村型地域運営組織モデル形成支援

2 提出資料

- 事業実施計画書（別紙様式第1-1号、別紙様式第1-2号、別紙様式第1-3号又は別紙様式第1-4号）
- 事業評価書（別紙様式第9号）
- 改善計画書（別紙様式第11号）

<施行注意>

- ・該当する□に☑を記入すること。

(別紙様式第4号)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〔 地方農政局長
北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

市町村長又は地域協議会長
〔都道府県知事〕

○年度中山間地農業推進対策事業実施に係る承認（変更）申請について

農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）第5及び第6並びに農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知）第6の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出します。

記

- 年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち中山間地農業ルネッサンス推進事業（中山間地農業ルネッサンス推進支援、地域レジリエンス強化支援）実施計画書－（別紙様式第1－1号）
- 年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち中山間地農業ルネッサンス推進事業（元気な地域創出モデル支援）実施計画書－（別紙様式第1－2号）
- 年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち農村型地域運営組織形成推進事業（農村型地域運営組織モデル形成支援）実施計画書－（別紙様式第1－3号）
- 年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち農村型地域運営組織形成推進事業（農村型地域運営組織形成伴走支援）実施計画書－（別紙様式第1－4号）

注1：〔 〕内は都道府県知事から地方農政局長等へ報告する場合

注2：該当する□に☑を記入すること。

注3：事業実施主体が地域協議会の場合は、農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領第3の1に定める規約等を添付する。

(別紙様式第5号)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

地方農政局長等

○年度中山間地農業推進対策事業実施計画に係る承認通知について

(年月日) 付け (文書番号) で提出のあった、中山間地農業推進対策事業実施計画について承認したので通知する。

ただし、事業の実施に要する経費は、農山漁村振興交付金 (中山間地農業推進対策) 実施要領 (令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知) 第7の規定に基づくものとし、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

(別紙様式第6号)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

地方農政局長等

○年度中山間地農業推進対策事業実施計画に係る事業承認について（報告）

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知）第6の1の（2）のエの規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

農山漁村振興推進計画及び事業実施計画

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業のうち
中山間地複合経営実践支援
- 農村型地域運営組織形成推進事業のうち
農村型地域運営組織形成伴走支援
- 「島のめぐみ」プロジェクト推進事業

事業実施主体名 _____

事業実施主体の概要

--

取組のポイント（10行以内）

--

1 事業実施主体

事業実施主体名	
代表者氏名	
住所及び連絡先	
事務局（団体名）	
事務局所在地及び連絡先	

2 現状・課題

--

3 課題に対する対応

※ 2の現状・課題で挙げられた課題に対し、どのように対応していくのか、目指す将来像を明らかにしつつ、課題のどの部分に対し、本事業を活用するのか明記すること。

4 目標

5 事業実施内容

※ 本提案書の3の課題に対する対応を踏まえつつ、本事業で取り組む内容を別表1又は別表2の事項ごとに記載すること。

6 経費の内訳（※積算資料を添付してください。）

取組内容と主な経費					単位：千円
取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	①=②+③+④	②	③	④	
合計					

注1 取組内容は、「5. 事業実施内容」と整合を図ること。

注2 「他の補助金等」又は「自己資金」がある場合は、備考欄に資金の性格（相手方、資金の受入時期等）を記載すること。

<施行注意>

- ・該当する□に☑を記入すること。

(別紙様式第8号)

番 号
年 月 日

農村振興局長 殿

事業実施主体名
代表者名

○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）の農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の承認（変更）申請について

農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）第5及び第6の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出します。

記

提出資料：農山漁村振興推進計画及び事業実施計画

対象事業：農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業のうち
中山間地複合経営実践支援
- 農村型地域運営組織形成推進事業のうち
農村型地域運営組織形成伴走支援
- 「島のめぐみ」プロジェクト推進事業

<施行注意>

注1：該当する□に☑を記入すること。

(別紙様式第9号)

○年度中山間地農業推進対策事業評価書

1 取組メニュー

2 事業実施主体名

3 事業概要

(1) 事業費・交付額

年度	事業費	交付額	備考
計	円	円	

(2) 事業実施期間

○年○月○日 ～ ○年○月○日

4 実績評価

(1) 目標の達成状況等の総合的評価

(2) 取組状況

(3) 事業実績

(4) 実施体制

(5) その他の事項

5 事業実施結果

(1) 目標達成状況

項目	目標値(定量的指標)	達成状況
①所得の向上に関するもの		
②人材の確保・育成に関するもの		
③地域コミュニティの維持に関するもの		
④その他		

注1 第2の1の(1)又は(3)の事業に取り組んだ場合に記載する。

項目	目標値(アウトカム)	達成状況
ア 収益力向上に関する取組		
イ 販売力強化に関する取組		
ウ 農用地保全に関する取組		
エ 複合経営に関する取組		
オ 生活支援に関する取組		

注1 第2の1の(2)の事業に取り組んだ場合に記載する。

項目	目標値(アウトカム)	達成状況
①農用地保全		
②地域資源活用		

③生活支援		
-------	--	--

注1 第2の2の(1)の事業に取り組んだ場合に記載する。

(2) 所見

--

(別紙様式第 10 号)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〔 地方農政局長
北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

市町村長又は地域協議会長

[都道府県知事]

○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）の事業評価について（報告）

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和 2 年 4 月 1 日付け元農振第 2670 号農林水産省農村振興局長通知）第 9 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

注：〔 〕内は都道府県知事から地方農政局長等へ報告する場合

(別紙様式第 11 号)

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）の事業改善措置に関する報告について

このことについて、農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和 2 年 4 月 1 日付け元農振第 2670 号農林水産省農村振興局長通知）第 9 の 2 又は 4 の規定に基づき、改善措置及び改善状況について関係書類を添えて報告します。

(別紙)

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）事業改善計画（実績報告）

1 計画地区

地区名	事業実施主体名	計画区域の所在地 (都道府県・市町村名)

2 目標の達成状況（目標が達成できるまで、毎年度更新することとする。）

目標値	達成状況	
	翌年度（RO）	
	翌々年度（RO）	

3 未達成の要因分析

① 所得の向上に関するもの
② 人材の確保・育成に関するもの
③ 地域コミュニティの維持に関するもの
④ その他

注1 第2の1の（1）又は（3）の事業に取り組んだ場合に記載すること。

注2 目標未達成の要因が自然災害等の不測の事態の場合、それがどのように影響を及ぼしたのかを分析するなどして記載すること。

ア 収益力向上に関する取組
イ 販売力強化に関する取組
ウ 農用地保全に関する取組
エ 複合経営に関する取組
オ 生活支援に関する取組

注1 第2の1の(2)の事業に取り組んだ場合に記載すること。

注2 目標未達成の要因が自然災害等の不測の事態の場合、それがどのように影響を及ぼしたのかを分析するなどして記載すること。

① 農用地保全
② 地域資源活用
③ 生活支援

注1 第2の2の(1)の事業に取り組んだ場合に記載すること。

注2 目標未達成の要因が自然災害等の不測の事態の場合、それがどのように影響を及ぼしたのかを分析するなどして記載すること。

【総括】

[上記の分析結果を踏まえ、未達成の要因を記載。]

4 改善計画（要因分析を踏まえた目標達成のための改善方法及びスケジュールを記載。）

(別紙様式第 12 号)

オープンAPI要件確認書

トラクター、コンバイン又は田植機の導入等を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

・導入を希望する農機のメーカーが、自社 web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を

整備している（又は整備する見込みである） 整備していない

(参考) API を自社 web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している農機メーカー

(令和 5 年 9 月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)

国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社

海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、

CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、Deere & Company(John Deere)、

SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※ 「整備していない」にチェックがついた場合は、整備しているメーカーの農機に変更いただくか、導入を希望する農機でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明いただく等の対応が必要になります。

環境負荷軽減のチェックシート

- ① 農山漁村振興交付金は、事業実施期間中において、次の 1 から 5 までの取組の全ての項目を実施することが交付要件となっています（ただし、該当しない取組を除きます。）。
- ② 事業実施期間中に実施する取組について、チェック欄に を記入してください。
なお、◎の取組については、実施することが必須となっています。

		チェック欄
1	適正な施肥・防除、悪臭及び害虫の発生防止 ○ 農産物の調達を行う場合は、環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討する。(該当しない) <input type="checkbox"/> ○ 肥料・飼料等の製造を行う場合は、悪臭・害虫の発生防止・低減に努める。(該当しない) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	エネルギーの節減 ◎ 施設・機械・器具等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める。 ◎ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、排ガス対策機械の利用等)。 ◎ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討する。	<input type="checkbox"/>
3	廃棄物の発生抑制、適正な好循環的な利用及び適正な処分 ◎ プラスチック等廃棄物の削減に努め、使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。 ◎ 資源の再利用を検討する。 ○ 食品を取り扱う場合は、食品ロスの削減に努める。 (該当しない) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	生物多様性への悪影響の防止 ○ 生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。(該当しない) <input type="checkbox"/> ○ 水質汚濁防止法における特定施設に該当する場合は、排水処理に係る水質汚濁防止法を遵守する。(該当しない) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	環境関係法令の遵守 ◎ みどりの食料システムを理解する。 ◎ 適切な施肥・防除、悪臭及び害虫の発生防止、エネルギーの節減、廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止等に際して、関連する法令を遵守する。 ◎ 環境配慮の取組方針の策定や研修による知見・情報の収集に努める。 ○ 機械等を扱う場合は、製造機械等の適切な整備と管理の実施に努める。 (該当しない) <input type="checkbox"/> ◎ 正しい知識に基づく作業安全に努める。	<input type="checkbox"/>